

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)午後二時二十八分開会

大矢半次郎君	小林 政夫君	青柳 秀夫君	木内 四郎君	藤野 繁雄君	土田国太郎君	成瀬 幡治君	野溝 勝君	松永 義雄君	平林 太一君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

石有篆文內陽造字

や、し、的と認められるものに対して新た

要請があると同時に、他面、納税義務

は、改めて本税法に規定する記帳を要

とし、又今後一年間のうちに支払を受

ける配当所得については、その源泉徴収税率を現行の二〇%から一五%に引き下げることにするほか、右の期間内になされる証券投資信託の期中分配金については、現在その全額を配当所得として、その分配実績等に鑑みて、負担の適正を図るため、分配金額の三分の一相当額を譲渡所得から成るものとして所得税を課税しないこととする。分配金額に対する源泉徴収税率を一〇%とすることとする。

次に、価格変動準備金について、これを積み立て得る余地を多くして価格変動に処置することができるようになるため、後入先出法等の場合を除き、帳簿価額と時価又は帳簿価額のいずれか低い金額の九〇%相当額との差額に相当する金額を積み立てることができるとすることとする。

次に法人の過少資本の是正等に資するため、製造業、鉱業、建設業、運輸及び通信業、卸売業等、一定種類の事業を営む法人が、本年二月一日から三年間のうちに増資を行なった場合には、資産再評価及び減価償却を一定程度以上行なつており、且つ、配当率が二割以下であることを条件として、増資後二年間においてその増資額に対してなされる配当金額については、有償増資の場合においては、年一〇%相当額、再評価積立金の資本組入れによる増資の場合においては、同族会社以外の法人に限り、年五%相当額を限度として、法人税を免除することとする。

次に、法人の交際費等の濫費の抑制に資することとするため、資本金五百万円以上の法人が今後三年内の各事業

年度において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費等の額の七割相当額又は当該事業年度の取引金額に一定割合を乗じて計算した金額のいずれか多い金額を超えるときは、その超える金額の二分の一を損金に算入しないこととする。

次に、プラント輸出の促進及び輸出商社の強化に資するため、輸出所得の特別控除制度について、プラント輸出の場合の控除率を現行の三%から五%に引き上げることとする。輸出商社の輸出所得に対する控除限度額を引き上げるための措置を講ずることとする。

次に鉱山業の特殊性に顧み、新鉱床の探鉱及び取得を容易ならしめるため、新鉱床の探鉱用の機械設備の取得価額及び探鉱費並びに新鉱床の買収費については、これらの費用を支出した年度において、当該金額の二分の一相当額を必要経費又は損金に算入することを認めることとする。

以上のほか、農地等が農地法の規定により買収された場合について、土地収用法による収用の場合と同様な所得税の軽減措置を講ずることとし、又農林漁業組合に対する現行の特別免税措置について、本措置の趣旨を明らかにするための改正を加える等、所要の改正を行うこととしているのであります。

第二に、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

き上げることとしております。最後に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、食糧管理特別会計において食糧の買入代金等の財源に充てるため、食糧証券の発行限度額及び借入金等をすることができるとする限度額は、通じて最高二千四百億円となつておりますが、昭和二十八年産米の生産者価格の引上げが行われましたはか、昭和二十九年産米におきましては米穀の買入数量の増加が見込まれますので、この会計の運営を円滑にするため、その限度額を二百億円引き上げ、二千六百億円としようとするものであります。

次に今国会におきまして、別途御審議を願つております農産物検査法の一部を改正する法律案により、従来収入印紙をもつて納付されてきた農産物の検査手数料を農産物検査印紙をもつて納付させることとしようとするのに伴い、食糧管理特別会計法の歳入歳出等の規定につきまして所要の改正を加えようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

なにとぞ、御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) この際お諮りいたします。本日、地方行政委員会より、入場税法案について連合委員会を開かれたいとの申入れがございまして、右申入れを承認し、入場税法案審査のため地方行政委員会と連合委員会を開くことに御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ない

と認めます。なお右の連合委員会の日時等については委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に公聴会に際してお諮りいたします。只今本委員会に付託されております所得税法の一部を改正する法律案、

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、

相続税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、

物品税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、

入場税法案及び、やし、繊維品の課税に関する法律案は、国会法第五十一条の重要な歳入法案と認め、公聴会を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ない

と認めます。つきましては公聴会の日は大体三月十一日とし、公聴会の日数、選定方法等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ない

と認めます。なお公聴会の開会につきましては、本院規則第六十二条により、議長に対し公聴会開会承認要求書を提出しなければならぬことになつております。本件につきましてはその手続等を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 次に入場税法案を議題といたしまして、その内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(渡辺喜久造君) 入場税法案の提案理由につきましては、すでに御説明いたしてございまして、各条につきまして簡単にその補足的な御説明を申し上げます。入場税は、御承知のように現在地方税として課税されております。これを国税に移すに当りましては、おおむね現在地方税において徴収しております税額を国税においても徴収するということを旨にいたしまして、同時に現在の地方における執行の状況等も考えまして、できるだけ国税とする機会におきましてこれを適正に持つて行くということを考慮しまして、全体の構成をいたしております。

○小林政夫君 従来の地方税法による入場税と違つて、それを特に強調して説明して下さい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 余り細かいところはちよつと記憶がありませんから大きなところだけ申し上げます。

先ず第一条であります。第一条は課税範囲をきめております。現在の入場税法では、御承知だと思つて、第一種、第二種、第三種と三つに分けております。第一種に掲げてござい

ますのは、ここに掲げてあります第一種、二、三、大体これが当つております。それから第二種に掲げてござい

ますのは、これも大体これが現在の地方税法で掲げておるものでござい

ます。その他これに類するものといつたようなものがござりますが、実際問題として、余りそれが大きてどういふものかそれほどのものはございせんので、もうそういうものはございせんとして取り扱えないということ、一応この第二種は現在の地方税法の姿をそのまま持つて来ております。このほか第三種というのがござります。これはいわば設備利用というふうなものでございまして、主なものはまあゴルフ場、舞踏場というふうなものは入つておりますが、更に貸船、釣船、釣堀、マージャン場、撞球場、それからパチンコ、まあこういうふうな種類のものが入つております。そこで今回の国税として徴収する機会におきまして、いろいろ検討してみたのでござります。が、どうも第三種の種類に属しますものは、国税として徴収するのはちよつと適當でないのじやないだろうか、こういう配慮に基きまして、この分は国税として徴収する中に入れたてゝございせん。考え方としては、その中で課税すべきものはこれは地方の法定外特別税として課税して頂く、こういうことにして頂きたいのじやないか、こういう氣持がございまして、ここには入つておりません。

それから第二条で一応幾つか定義を入れてござりますが、これは大体あの分を書いて行く上におきまして、催物或いは主催者、入場料金、こういうふうな幾つかの定義をはつきりしておいたほうがいいのじやないかという観点で書いてござりますが、ここで今問題になりますのは、三項の入場料金の定義でござりますが、これは入場税相当額を差引いたものを以て一応全体の入場料金として考へて行く、こういう考え方、できております。ここに法律にいう入場料は入場税抜きのもので、そこで税率などを計算する場合におきましては、入場税抜きのものを以て一応入場料金として税額の計算をして行く。現在の考え方でもこの通りでございます。ただ冒頭に申上げておいたほうがよかつたかと思ひますが、現在の入場税の建前は、いわば直接消費税の形をとつておりまして、徴収義務者が興行者或いは経営者になつておりますが、納税義務者は、観覧者といひますが、入場者が納税義務者になつております。併しそのようにいへば直接消費税にはなつておりますが、例えば税の犯則のあつた場合などにおきましては、丁度国税における間接国税と同じように、国税犯則者処分法がそのまま適用されるようになつております。直接税であつて、昔の名前で言へば間接国税犯則者処分法、今は国税犯則者処分法になつておりますが、それが適用されることになつておる。いろいろ検討してみたのでござりますが、まあ地方税でございますから、割合にそういう姿が自由にとられることも考へられますが、国税に持つて来る機会におきましては、直接税にしておいて国税犯則者処分法を適用するのは如何かと思ひますのと、同時にやはり国税犯則者処分法の適用が必要の場合もある。この二つの観点から、今回の場合におきましては、これを簡単な間接税にした。この点が一点大きく違つておるといふことを申上げておきたいと思ひます。

第三條に納税義務者を書きました。今申上げましたような事情にありますので、現在の地方税におきましては、納税者は入場する人が納税者になつておりました。ここにあります経営者、主催者は徴収義務者になつております。併し、今度は納税義務者を経営者又は主催者にする。曾つて国税で入場税を徴収しておりました当時は、今度提案申上げましたと同じ姿になつております。地方税に移りましたときに変わりましたが、ただ正直に申しますと、正直といひますが、簡単に申しますと、国税犯則者処分法がやはり適用されておりますので、實質的には余り違わぬような姿になつてゐるのじやないかというふうになつております。

それから第四條に、課税標準と税率が書いてござりますが、「入場料金を課税標準とする。」この場合の入場料金と申しますのは、入場税相当額を差引いたものであるということと第二條第三項で申上げた通りでござります。現在の地方税の場合におきましては、一つの特徴としては、免税点というものがございせん。どんな少額な入場料金につきましても課税するということになつておりますが、今度はこれを、免税点を一応作る。それはちよつととあとになります。第五條の一項にありまして二十四以下、課税標準以下の場合におきましては課税しない。現行法はこれがないのであります。それから地方税の場合におきましては、税率は料金の如何にかかわらず全部五分になつております。今度はそれを少し検討しました結果、四條の一、二項にございますように税率の額によりまして入場料金の百分の二十から百分の五十、一種の場所におきましてはそ

ういう等差的な、差別的な税率を作ろう。それから第二種の場合は、現行税率は二十でございます。これを今度十に引下げよう。それから第二項でございしますが、これは純音楽、純オペラ、純舞踊、いろいろむずかしい、ちよつと判定しにくいような字句が使つてありまして、ちよつと奇異に感ぜられるかも知れませんが、これは実は現在の地方税法にこのまゝの言葉が入つてゐるわけでありまして、これは伺いますと、国会のほうで修正された場合におきまして、この字句を使われたようであるのは、これは結局ジャズの音楽のようなものはこれは入らない、まあいわばクラシックといひますが、そういうものだけをここで取上げようという意味で純音楽、それから純オペラにしまし、これはいわゆる何といひますか、輕喜劇的なところに入つて来るようなオペラといふたものじやなくて、クラシックなオペラといひますが、或いは最近もちよつと広い意味でオペラがあるかも知れませんが、そういう意味のもの、こういうものについて百分の二十、現在はこれは百分の二十の税率一本でございます。そういう意味でございまして、これは原則として、国で徴収する場合においてもそれをそのまま踏襲しよう。この定義はいろいろ我々も考へてみたのでございしますが、なか／＼むずかしいございまして、現在の地方税法にこの言葉がそのまま使われてございまして、同時に自治庁から幾つかの細かい通達が出ておりまして、行政慣行的に、或る程度一つの姿が出来上つておりますので、この機会に讀いてこの字句を直すといふのも、ちよつと我々検討してみたいのですが、うまい考え方でもございせんので、一応そのまゝの言葉を踏襲させて頂くことにいたしました。この二項の分は、今申しましたように現行の税率は百分の二十でございしますが、検討しました結果、我々のほうの案といたしましては、その特殊性は勿論考へる必要があり、まあこれはいいだろうが、七、八割を越える場合、この場合の税率だけは少し高くしていいのじやないか。これは職業野球とか、或いは相撲とか、そういうふうなものも全部入つておる解釈になつております。それから第五條は、免税点の規定でございまして、一項は、先ほど申しましたように、二十四以下であるときには入場税を課税しない。現行法におきましてはこの規定は全然ございせん。どういふものが入るか。例えばニュース映画などは、税込みで三十円くらいでやつておりますが、あれは五割の税率、従ひまして、若しあれを税を課にしますとどういふものが入つて来るということになるわけだと思ひます。それから二の關係でございしますが、これは文部当局からいろいろ要請がございまして、主として児童劇団のようなのものがこれに入るようですが、こういう場合におきましては入場税を課税しないようにしたらどうかというお話がございまして、現行法にはございせんが、これも考へてよからうといふので入れた規定でございます。それから六條に税額算定の特例が作つてございまして、これは問題はこういうところに出て来るのですが、入場料金が四十円以下の場合におきまして

は、四条で申しましたように百分の二十でございまして、税率百分の二十でございします。税を込めますと、四十八円という料金になります。四十円を越えますと、まあ四十円一銭という言葉も変でございしますが、百分の三十になりますして、五十二円になるわけでございします。四十八円から五十二円の間の料率はないわけでございしますが、若したま／＼五十円という料率で入場させていたら一体税金はどうなるか、そこに議論が出て来るわけでして、法律のままの解釈ですと、これは税込みで五十円だということになれば、百分の二十を適用していると四十円越えているわけでございします。三十を適用すると四十円から下つてしまうわけです。ちよつと始末にいかん問題がそこに解釈だけは出て来るのじやないか。通常の場合におきましてはよく事がわかつていらつしやればそういう料率は出ないわけでございしますが、併したま／＼あつたらどうなるかという問題があるわけでございします。従いまして、今申しましたような場合に五十円という料率がたま／＼出て来たらどうするか。これはその場合は十円が税金だ、こういうふうに考えて行くべきではないか。同じようなことが七十円、百五十円、七百元といった各段階に一つずつ出て来るわけでございまして、同じような考え方をこの際すべきではないかというのがこの第一項の規定でございします。

それから第二項は、今のような料率の段階の境目の問題でなくて、二十円以下でございしますと入場税は免税になる、それで二十円を超えますと二割の料金がかかる、従いまして二十円の料

率、料金が、税込みの場合でございますが、二十円の料金か、その次は二十四一銭となれば二十四円という料金か、その中間がないわけです。ところが、たまたまそこに二十一円、二十一円、二十三元という料金があつたらどうするか、こういう問題が出て来るわけでございます。これも通常の場合には考えられないのでございますが、或いは例外的に犯罪の場合その他において出て参りますので、そのときの措置はやはり法律の規定においてしておくべきではないだろうか。従いましてここに書いてございますのは、そういう場合におきまして、例えば二十三元なら二十三元という料率があつたら、それは三円が税金だ、二十一円なら二十円という料率があつたら一円が税金だ、こういうふうに考えて行くべきじゃないか。経営者とすれば、恐らく普通の考え方ですれば、そのために二十円とか二十三元とかの料金は作らないで、恐らく二十円という料金を作るといふことが考えられますが、たまたまあつた場合には行政上のむづかしい問題になつて参りますので、やはり法律で以つて一応特例を考えておくべきじゃないかというのが第六条の規定でございます。

それから第七条でございますが、これは、全体の考え方といたしましては、現在地方税法で考へているのと大體同じでございますが、多少我々のほうといたしましては、現在の無理難をなくすという意味において、幾つかの手直しをしてございます。考え方の手直しとしては、入場税は料金を払ふ方としましては、入場料は招待券とか、そういうもので無料入場した場合におきまして、その入場が公務又は業

務になる場合を除きましては、これは税金は課税するのだ。公務又は業務による場合を除いて課税する。この除く場合、課税する場合、これは大体現在在の地方税法の考え方と同じでございます。そういう建前になっております。従いまして招待券等によつて入る場合におきまして、入つた都度一応その通常の料金に対する分の入場税はこれは納めて頂く。そこで一項の一号はその趣旨でございますが、二号のほうには、これはまあこういう場合を考へられるのですが、例えば歌舞伎座なら歌舞伎座を借切りまして、そして現在普通の興行をやつてゐる場合に、或る会社が借切つて、お客さん、自分のお得意先をよぶ、これはまあ貸切りとも思いますが、そこへまあ適当な歌手とか或いはいろいろな人を呼んで来て興行をする、見せ物をする、こういう場合に料金はとらないで一応見せる。まあ實際問題としては自分が経営者の興行をして、同時に宣伝のためにそういうことをしたという場合と同じようになるわけでございますが、この場合におきましては、いわゆる経費課税という名前が現在呼んでおりますが、実際にかつた費用を入場料金とみなしまして税金をとる。これは現在地方税でやつております。現在の地方税は非常にむしろこの規定よりも相当広うございまして、例えばそこに、二号にございます「当該催物と同じ種類の催物に参加することを業とする者が主として参加するものに限る。」いわゆる玄人の人が主として参加するものだけを今度は取上げてございますが、現在はここの括弧の中のような制限もございませぬ。又、入場料金を徴収して催物を行

う「通常、入場料金を領収して催物を行ふ第一種の場所」という制限も現在はございませぬが、そうなりますと非常に範圍が廣くなつてしまひまして、工場の講堂などで云々といった問題にまで法文をまともに解釈して参りますと行きそうでございますので、その辺を幾つか抑りまして、大体この程度で考えて行くのがいいのじやないかというので、多少現行法の適用の広過ぎますのを狭めて一応書いてみたわけでございます。料金を定めないで、且つ料金を領収しないで入場させる場合、又はその定めた料金の額が非常に低い場合、本当にノミナルしかとつていない場合、こういう場合におきましては、實際にかつた経費を入場料金とみて税金を課税して行こう。現在やつております経費課税の考え方を一応そのまま踏襲した。ただ現行の法文ですと、そのままですと相当廣くなりますので、これをやはりここら辺が適當であらうというところへ狭めたという違いがございます。

それから二項でございますが、これは大体現行法と同じ考え方でございまして、回数券、定期券によつて入場させましたときは、入場の際に入場料金を領収して入れたものとみなす、従ひまして定期券を出しておりましたも、出してゐたというだけでは入場税には關係ございませぬ。現実はその定期券を使ひまして、一回なり二回なり三回なり入つたとき入場税を納めて頂く、こういうふうな考え方で法文を起草してございます。

それから第八条は免稅興行でございしますが、これは現行法にもこれと同じような規定がございます。慈善興行と

か、そういうような名前前で呼ばれてお
りますものにおきましては入場税を免
除する。現行法にありますがものを多少
整理しましてそこに別表を作りまし
て、こういう場合、こういう場合と、
一応列挙してございますが、これの内
容は現行法と同じでございます。それ
から三項におきまして税務署長への番
認手続が書いてあります。四項におき
まして承認しない場合も書いてござい
ます。これも現在と同じでございます。
「入場税の保全上不当であると認め
られる」といつたような、あるいはま
な、ちよつと解釈がどうかといったよ
うな、問題のような字句もございま
すが、これは現在も字句は違いますが
れと同じような考え方をしておるわけ
ですから、慈善興行ということによつ
て、或る興行が常に長期間長くやら
れる、継続されるということになる
と、それは少し目的の範圍を逸脱する
でしょうし、入場税のほうから行きま
すとも財源がそこに失われるというこ
を考慮しなければならぬ。現在でも一
年に何回とか一応の制限をしております
ので、それと同じような考え方をこ
の際とるべきだということ、大體地
方税の場合と同じような考え方を踏襲
しております。それから五項、六項、
七項、八項、大體御覧願いますとおわ
かりになることと思つております。手
続規定が主であります。

それから九条は、文化財保護法の規
定により助成の措置を講ぜられた文化
財のみを公開する場所への入場、これ
は現行法におきまして、やはりこう
いう扱いになつております。

それから十条は課税標準額の申告、
これは間接税の建前をとりまして申告

をして頂く、それからその申告によりまして税務署のほうから告知書を出しまして納めて頂く。

十一條で、提出があつた場合におきましての課税標準額が税務署長において調査したときと異なるとき、或いは提出のない場合における税額通知とか、これは現行法におきましては、多少先ほど言いました直接消費税、間接税の違いはありますが、これと同じような考え方が出ております。

それから納期は、これも現在と同じでございますが、翌月の末日を納期限とする。二項のほうは、これは十條一項但書、臨時興行の場合でございますが、主として臨時興行の場合がこれに入りまして、その場合には申告書を五日以内に提出することになっておりますが、その後につき納めて頂く。なお興行を廃止したとき、営業を廃止したとき、これがやはりこれに入つて参ります。主としては臨時興行の場合にこの規定が通常適用されるものと思つております。

それから十三條であります、これは現実に経営を廃止するとか中止する、その他の理由によりまして、一遍切符を売つたけれども、現実に入場する事実が起り得なかつたといったような場合におきましては、これは税金を返して行く。この場合におきまして徴収するべきものがあればこれを控除しまして、なお控除すべき不足があるときはその後徴収されるものから順次控除して行く、控除するものがなければ返して行く、こういったような考え方であります。

それから十四條に保全担保の規定がございますが、現行法におきましては、入場料金を予納させるという制度

が地方税法で、できております。これはその必要は主として臨時興行の場合に多いようでございますが、予納させておくといったような制度をとつておきませんと、どうも臨時に興行して入場税を納めないですぐ次の場所に移つて行つてしまふというような、非常に徴収に困難を起している面もあるやうでございます。止むを得ざる処置としてこの予納をさせるという、こういったような制度があるのですが、どうも税の予納という制度は、法律論的にどうも如何であるやうかというふうな考えられますので、むしろ同じような目的の下に保全担保の規定を置いたほうがいいのじやないかというのがこの第十四條の規定でございます。従いまして、臨時興行の場合でありますとか、或いは多少範囲が広くなりまして、資力が非常に少いといったやうな場合におきましては、保全担保の提供を求めることができる。担保の種類としては、大むね間接税の担保と同じやうな規定になっておりますが、保証人の制度まで一応認めております。

それが十五條であります。十六條は、担保の変換をすることができ、十七條の規定でございますが、これは一項は或る意味においては新しい形の規定でございますが、金銭を担保にした場合におきまして、担保だけにしておきまふと、今度は納期が来まして一応片方で金を納めてもらつて初めて解除ができる、いわば見金金銭的な姿にはなりますが、現金が重複しているというところもございまして、提供してある金銭をそのまま納付に充てることができるという規定を一応入れております。

それから二項、三項以下の担保の処分

関係につきましては、従来の間接税の例をそのまま一応踏襲しております。それから利子税の規定は、これも他の間接税の例をそのまま踏襲してござい

ます。それから十九條に入場券の交付及び切取の義務という規定がござい

ます。これは現在地方税でそのまゝや

つて、今言いましたように用紙を使

ひますが、二十條の一項にありますが、特別入場券という名前でこれには呼ん

でございまして、今申したやうな場合

おきまして同じやうな例になつてお

ります。それから申告義務の承継、これも特

に申上げることはなかりと思ひます。それから職員

署のほうの検印を捺すということで目的を達し得るのじやないか、強いて用紙をやはり使わなかりかんといいこの故に裏のほうへ糊づけするといふやうな、ああいう不細工なことは何とかやめたい、やめてほしい、こういった要請もございまして、原則としては、今言いましたように用紙を使ひますが、二十條の一項にありますが、特別入場券という名前でこれには呼んでございまして、今申したやうな場合におきましては、検印を受けるという事で、用紙を使わなくてもいい特殊な場合をやはり認める。これは現在の地方税法と多少違つていゝところでございまして、それで、この用紙は税務署長から経営者に交付しまして、そうして経営者のほうではこれによつて、これを入場者には売つて、入るときにこれを切りとつて行く、こういうことによりまして妙な脱税的な行為のないやうにと、これは現行の地方税法で行なつていゝところをそのまま一応踏襲してございまして、二十條は、今申しましたやうに、特別に経営者のほうでもつて、政府の発行するものではまあ体裁も悪いし、前売券などが主ですが、もつと体裁のいいものを作りたいといふやうな場合におきまして、検印によつてこれに代へ得るといったやうな意味の考え方をこゝへ入れてゐるわけでありまして、手続等におきましては政府発行の場合と同じやうな手続になるわけでございます。

それから二十一條が開業の申告、これはまあ通常の例でございまして、現在の地方税法の場合におきましても同じやうな規定があり、又記帳義務に

うように規定してあるわけでございます。以上のようなものを対象といたしまして源泉5%の分離課税にするというように考えております。なおこれは個人の資金の吸収を図るという趣旨に出ているわけでございますので、法人の所有してあるものにつきましてはこれを除外いたしまして、個人のものに限定するという趣旨で、「所得税法第一条第一項に規定する者又は同条第二項に規定する者で同法の施行地に事業を有するもの」というように規定いたしまして、個人に限つてあるわけでございます。

それから次の項であります。これは只今所得税法の十七条におきましては源泉の分離課税が規定せられておりますので、そのほかにございまして、同じ条件に該当する預貯金等につきましては、百分の五の税率に引下げるということを規定してあるわけでありま

それから次の項であります。これは源泉課税の規定でありまして、所得税法の三十七条及び四十一条という規定は源泉課税の規定でございます。その源泉課税の規定につきましても百分の五に引下げるという規定を設けてあるわけでございます。なお四十一条の下に括弧書きで（同法第一条第二項第二号又は第三号に規定する利子又は利益に係るものに限る。）と、この規定しておりますのは、これも個人に限るという趣旨であります。

以上がいわゆる利子所得に對しまする5%の税率引下げに伴う条文の内容でございます。次は第二条の四であります。これは配当所得につきまして源泉課税の二

割を二割五分に下げるといふ趣旨の改正でございます。配当所得につきましてもは現在総合課税の建前になつておりますので、源泉税率の引下げはいわば手続的な税率の引下げに過ぎないわけでありまして、総合の段階におきましては何ら変らないわけでございます。その意味におきましては、この措置は必ずしも減税ということにはならないかと思つてございしますが、他面におきまして利子と配当というものはとく類似のものとして比較される傾向もございしますので、一方におきまして利子所得の今回のような5%の引下げというやうな問題も起つて参りますと、とく源泉税率の面におきましてその権衡というやうなことも、論ぜられる問題もございしますので、この際15%程度に引下げるのが適當であらうかというところで処置をとつたわけでありま。なお税務の実情におきましては、いわゆる低額所得者につきましては、必ずしも総合を受けていわゆる二割五分の配当控除を受けるという手続きを取らないかたもありま。で、そういうかたにつきましては今回の一割五分への引下げというものは實質的な減税に相成るかと思つてあるわけ

それから次は第二条の五であります。これは証券投資信託のいわゆる中間の収益分配の分につきまして特別の軽減措置をとらうとしてあるわけでございます。御承知のように元本の追加信託をなし得る証券投資信託につきましては、期中分配の分につきましても、譲渡益から分配せられたものにつ

きましては、これを非課税の措置をとつてあるわけでございます。それ

以外のもので、いわゆるクローズドの証券投資信託につきましては、中間の分配収益につきましてはすべて配当所得と考へまして、現在まで二割の源泉課税を行つてあるわけでありま。ところが証券投資信託の実情を考へてみますと、この中間の配当の分は必ずしも配当所得のみから分配されておるとは限らないわけでありま。譲渡益から成る部分が相当その分配の中に入り込んであるわけでありまして、過去の実績等を検討いたしてみますと、その率が、大抵期中分配益の中で三分の一程度は譲渡益から成る部分が入ること

が一応見通されま。そういつた意味におきまして、この際その分を非課税の扱いをすることが適當であらうかと考へまして、中間の収益分配の分につきましては、その収入金額の三分の二に相當する金額を所得税法の配当所得の収入金額と考へて課税をするという取扱ひをしようとしてあるわけでありま。従いまして配当所得に對しまするいわゆる配当控除二割五分は、この三分の二の部分についてのみ行われることに相成るわけでございます。なお第二項におきまして、そういう場合に於いて源泉徴収税率をどうするかという問題であります。三分の一の分が非課税扱いをするわけでございます。その中で、配当所得に對しまする15%の税率は、全体につきまして一割の税率に相成るわけでございます。で、源泉徴収税率を百分の十に相當する金額とするというように改正しようとしてあるわけでありま。なおこれに關しまして、いわゆる法人の受けま。とこの配当につきましては、配当益金不

算入の規定があるわけでございます。が、この分につきましても、その益金に算入する金額は、三分の一だけを除くことが筋と相成りますので、三分の二に相當する金額に限り当該所得の計算上益金に算入しないというやうにいたしまして、所要の調整を図つてあるわけでありま。

それから次の六頁に移りまして第五条の四を削除してあるわけでございます。第五条の四は、御承知のように非円通貨所得と申しておりますが、いわゆる「所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た」通貨を取扱したもの、こういうやうなものにつきましても二十五年及び二十六年におきまして特殊の軽減措置をとつてあるわけでありま。が、もうすでに時期的にこの本条の適用は、その必要がないかと考へまして、今回これを削除することにしようとしてあるわけでありま。

その次の六頁の後段のほうのところは、これは所得税法の改正に伴ひまして所要の調整を加えてあるわけでございます。まして、實質的なものではございせん。

それから次は価格変動準備金の制度の改正に關する条文でございます。現在五條の九及び五條の十で、法人及び個人につきまして、それら所要の規定を設けてあるわけでございます。が、これは御承知のように帳簿価額と時価とを比較いたしまして、原則として時価の九〇%以上帳簿価額がなつておるといふ場合にその時価の九〇%と帳簿価額との差額に相當する分を価格変動準備金として積立てるといふやうに相成つてあるわけでございます。

が、これは価格が上昇いたしますときにございましては、實質的に積立てることができないやうな結果に相成るわけでございます。つまり帳簿価額が安くて時価が五割も騰貴してあると、こういうときにおきましては、時価の九割というものが、帳簿価額の上になりま。ので、こういうときには積立てることができない、こういうことに相成るわけでございます。そこで實際問題といたしましては、価格の変動準備金といたしましては、価格の低落に備へるために、価格の上昇したやうなときに積立てておいて、そして価格が低落したとき

きにその損を埋めるといふのが、準備金制度としての一つの目的であらうかと考へられますが、この目的が事實上達成せられないと、こういう問題がございしますので、この際このやうな實際的な問題を解決するために所要の改正を加えようとしてあるわけでありま。その場合におきまして後入先出法の方法によつて御卸資産の評価をしておりますやうな場合は、後入先出法は御承知のように帳簿価額が以前の古い価格で残るわけでございます。ので、これは時価が非常に騰貴してあるというやうなときにおきましては、時価と帳簿価額とが相當離れることになりま。ので、この後入先出法をとつてあるものにつきましても、今回改正しようとしておりますやうな方法をとる場合におきましては、その趣旨から見て少し行き過ぎではないかという点が考へられますので、後入先出法だけはこれを除外いたしまして、これは現行法通りの価格変動準備金制度でやつて頂くとこのやうに考へてあるわけでありま。そこで、その内容

でございますが、先ず個人のところから申し上げますと、七頁の最後のところの一号でございますが、これは「後入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産」については大体現行法通りにやつて行くという趣旨で規定しておるわけでありまして、それから二号のほうで、前号に規定する方法以外の、後入先出法以外の「方法により評価されるたな卸資産」につきましては、その年十二月三十一日におきますたな卸資産の帳簿価額の合計額から、その合計額が又は同日におけるたな卸資産の価額の合計額、これはつまり時価でございますが、即ち帳簿価額が又は時価がどちらかの少いほうの金額の九割、即ち帳簿価額の九割か又は時価の九割かどちらか低い価格と帳簿価額との差額だけは積立て得ると、こういうことであります。従いまして、簡単に申し上げますれば帳簿価額の一割を埋めると、こういうことに相成るわけでございます。

それから次の項には、この帳簿価額と時価とを比較するという場合におきまして、一応合計額で比較するわけでございますが、これはその企業の持つておりますあらゆるたな卸資産を全部合計をいたしまして、そうして時価と帳簿価額を比較するというのが一応の原則かと考えるわけでございますが、かようにいたしますと、実際問題といたしまして非常に計算が困難になるという点も考えられますので、すでに現行法におきましては、施行規則におきまして、このような計算はたな卸資産を命令で定める事業の種類ごとに計算してもよろしい。又更に商

品、製品、半製品、仕掛品その他のたな卸資産に区分してそれと比較して計算をしてもよろしいと、こういうようにしておりますので、この点を法律におきまして書きまして、はつきりいたしました次第であります。

以上が個人でございますが、法人におきまして大体同じような規定を設けておるわけでございます。ただこの際お断わりしなければなりませんのは、個人におきましては有価証券の問題を除外しておるわけでございますが、これは有価証券におきましては、証券取引法におきまして、有価証券の売買を業とすることは、現在、法人に限られておるわけでございますので、従いまして、その面から申しますれば、たな卸資産を法規上持つておるといいますのは、法人に一応限られると考えられるわけでございますので、そういう意味におきまして価格変動準備金というふうな制度は、一種の優遇制度でございますので、そういう意味から、個人のほうにおきましてはこれを削除いたしました。法人のみにつきましては有価証券につきましても認めるという制度をとつたわけでございます。

それから法人のところにつきましては一言申上げておかなければなりませんのは、この有価証券についてでございますが、価格変動準備金を認めまする有価証券は、たな卸資産たる有価証券に限つておるわけでありまして、従いまして、たな卸資産でない有価証券につきましては、この制度の適用が認められないわけでございます。

○小林政夫君 ということはどういふことかな。

○説明員(白石正雄君) といいますこと

とは、これは銀行とか生命保険会社等が持つておきますところの有価証券は、これはたな卸資産として持つておる有価証券と異なるとして、投資の目的で持つておる有価証券である、かように考えられますので、このようなものにつきまして適用がない。証券業者が持つておきますところの有価証券のみが売買の目的で持つておるたな卸資産たる有価証券と考えられますので、そういう意味におきましてこれのみに適用があると、かように考えるわけであります。

それから次は五条の十一でございますが、これが企業の資本構成の是正その他資本蓄積の促進という趣旨から今回改正をしようとしておる問題であります。

逐次初めから申上げて参りますと、先ずこの措置の適用になりますものは、二十九年四月一日において現に存する法人に限つておるわけでありまして、従いまして四月一日以降におきまして設立せられた法人に適用をしましては適用がないわけでありまして、これは法人の資本構成の是正を図ろうという趣旨でございますので、いわば既存の法人につきまして適用をしようとしておるわけでございます。そして、新しく設立せられるような法人につきましてはその適用を排除しておるわけでありまして、但し合併法人というふうなものにつきましては、すでに四月一日において存する法人を合併したようなものにつきましてはこれは除外する理由がないわけでございますので、括弧書きにおきましてそういうものも含む趣旨を明らかにしておるわけであります。

次に、本措置は二十九年の二月一日から昭和三十三年の一月三十一日まで増資に限つておるわけでありまして、大体三カ年間の間の臨時措置と考えておるわけでありまして、この間の増産を奨励しようという趣旨に出ておるわけでありまして、二十九年の二月一日という規定を設けました趣旨は、本来から申しますれば、この法律が施行になりますと予想されます四月一日以降の増資に限ることが事の趣旨ではなからうかと考えるわけでございますが、すでに本措置が二月の一日頃には外部にも知れ亘つておりますので、その頃すでに増資を予定しておりますような法人につきましては、本措置の適用を受けるために増資の期日を遅らせるというふうなことも予想されますので、そのようなことに相成りましたは増資の促進策が逆に遅延策にも相成るかと思われましますので、一応本措置が政府において決定いたしました頃の二月一日という以降の増資に適用をしようというのを考えておるわけでありまして、この期日につきましてはいろいろの議論がありまして、二月一日に限るといふことは、その前後におきまして企業間に非常に不公平があるのではないかという議論が承わつておるわけでございますが、過去に遡るといふことは、増産を奨励しようという趣旨からいいますればその必要がないわけでございます。過去に遡ることとはこの趣旨からみて適當ではなからうというように考えておるわけでありまして、なおその期日に前後するところの不公平という問題でございますが、これは公平論という立場から申しますれば確かに不公平に相成るかと思

うわけでございますが、こういった増資の奨励策をとるといふ政策を打ち出すにつきましては、その間に介在するところの不公平は踏み切らざるを得ない問題ではなからうかというふうに考えるわけでありまして、過去にこの期日を遡らせまして、やはりその時期に前後するところの不公平は消すことができないわけでございますので、そういう趣旨から考えますれば二月一日ということが適當な措置ではなからうかというように考えておるわけであり

それから本措置が行われましたところの増資に関連いたします配当につきまして、その一定限度について法人税を免除しようというものでございまして、その期間が問題になるわけでございます。これは「増資の行われた日の属する事業年度から同日以後二年を経過した日の前日の属する事業年度までの各事業年度において配当せられたもの」と、かように考えておるわけでありまして、簡単に申しますれば、増資の行われた日から以後二年間というふうに大体考えておるわけでございます。

それから免除いたしますところの額でございますが、これは増資せられたその金額の一割と五分という二つを考へておるわけでありまして、新規払込資本の増加によりまして、新規いわれる有価増資の分につきましては一割、それから再評価積立金の資本組入により増加いたしました資本又は出資、いわゆる無償増資の分につきましては五分というように考えているわけでありまして、資本構成の是正と申しますことは、やはり自己資本の充実に

よるところの借資本の返落ということが本来の資本構成の是正であると考えられますので、先ず有償増資を優遇するわけでございますが、同時に再評価積立金の資本組入によりますところの名目的な資本組入の増加というものも、最近におきますところの名目的な高率配当というようなものを実質的な配当率に適応せしめまして、そうして企業経営の実態を明らかにしますと共に、それに応じて賃金問題等の適切な解決に資するということが、企業経営を健全化ならしめることのゆえんであるということに考えられますので、無償増資の分につきましても五％だけの優遇措置を取ろうと考えているわけでございます。そういう意味におきまして、又額面株式を発行いたしておりますような会社におきましては、再評価積立金を資本に組入れました場合におきまして、株を発行しない会社があるわけでございますが、このような会社は実質的には配当率が増資によつて減らないということに相成りますので、このようなものにつきましては本法の意図している目的が達成できないという意味におきまして、株を発行した場合のみに限つてゐるわけでございます。

次に本措置を適用せられます特殊の条件といたしまして一号から四号まで規定しておりますので、これにつきまして逐次御説明申し上げます。

先ず第一は本措置の適用になります法人の業種の区分でございますが、これは「製造業、鉱業、建設業、運輸業及び通信業その他命令で定める事業」かように規定しておりますので、一般的に本措置を適用するというこ

とを考えていないわけでございます。これは特に事業の増資を奨励するための優遇措置でありますので、全部の業種に亘つて本措置を適用することはやや行き過ぎではないかということが考えられますので、一般的に資本充実が必要と考えられるような事業に限定をいたしたい、かように考えているわけであります。併しながらこの趣旨は特殊のものだけに限定するという趣旨ではないわけでありまして、むしろ逆に特殊の業種だけは除外するという趣旨から、かような規定を設けているわけでありまして、一般的な業種については政令におきまして大部分のものを拾い上げるといふふうに考えているわけでございます。

次は第二号でございますが、これは別途提出を予定しております企業の資本の充実に関する特殊の措置とも相関連する問題でございますが、資産再評価を促進したいという趣旨から、本措置の適用につきまして資産再評価の促進になるような条件からしめていられるという次第でございます。

○小林政夫君 別途予定しているといふのは何ですか。

○説明員(白石正雄君) 再評価の強制というようなことに関連いたしまして、再評価税の減免というようなことを考えておるわけでありまして、これは別途、単に税のみの問題でなく、これは一般的に企業資本を充実するため、特殊の措置といたしまして単独法を提出することを目下検討しておりますので、その面で再評価の促進を図るということを考えておるわけでございますが、それとも関連いたしまして、再評価を促進するという趣旨か

ら、減価償却資産につきまして再評価
を行うという、再評価を行うべき減価
償却資産を持つておりますような法
人につきましては、その減価償却資産
の再評価限度額の八割以上を再評価し
ておるといような場合においてのみ
本措置の適用をするというように考
えておるわけであります。

次に、再評価と申しますことは、
結局、償却を多からしめまして、企
業の実質的な充実を図ろうという趣旨に
出ているわけでございますので、第
三号におきましてその一定限度の償却
を条件として規定しておるわけでござ
います。まして、法人税法及び同法に基
く命令の規定により計算される当該事
業年度の減価償却資産の償却範囲額
の九割以上を償却した場合において
のみ適用をするというように考
えておるわけであり
ます。但しこの減価償却の範囲額
と申しますのは、過去におきま
す償却の不足額とか、或いは割増償却
というような問題、こういつた特殊の問
題は全部除外いたしまして、そうしたた
け不足額を加算したり或いは割増償却の
分を含めたりというようなことを考
え、まして、純粋な法人税法に基く命
令の規定によつて計算されるところの
当該事業年度の法定償却額だけを償却
範囲額と考えておるわけであります。

それから第四号でございますが、
これは配当につきまして二割という一
応の制限的な規定を設けまして、本措
置の適用を考えておるわけでありま
す。これは増資の奨励をしておるわけ
でございますので、増資後の配当とい
うものを一応考えて見ますと、現在
平均配当率は上場会社につきましては
二割を幾分下廻つておるか考えるわ

次に、先ほど第三号のところで法定償却範圍額ということを上上げました。この場合に、償却は、現在、定率法、定額法というような方法があるわけでございますが、これはそれ／＼の法人が法人税法上の償却の方法として政府に届けておりますところのそれぞれの償却方法によるというように考へておるわけであります。従いまして、定率法で償却しておりますものは定率法の償却、定額法によつて償却しておりますものは定額法の償却、その範圍額と、かように考へておるわけでありす。ところが電力事業のようなものにつきましては、現在、定率法で法人税法上は償却をしておるわけでございますが、料金は御承知のように政府の認可にかかつておるわけでございます。而も料金の認可は現在定額法の償却の基礎の上に行われておるといふ状況であります。従いましてこのような事ということは苛酷になると考えられますので、そういう意味で「電気供給業その他命令で定める公益事業で、料金につきまして政府の認可を要し、且つ、その料金算定の基礎が定額法で計算されておるもの、かようなものにつきましては定額償却でよろしい」といふことに規定をしておるわけでありす。

それから次の項は、これは合併というような問題につきまして特別のことを設けておるわけであります。なお本措置は法人税の特殊の免税措置でございますので、法人の申請を必要とする意味で必要な手続き規定を設けておるわけであります。

次は五条の十二でありますが、これ

は交際費につきまして特殊の制限規定を設けようとしておるわけでありま
す。趣旨としては、交際費に
つきましては大体昭和二十八年
度中の事業年度で支出いたしまし
たところの交際費を基準として、その額
の七割、又は収入金額につきま
して一定の率を定めまして、その率によつて
算定せられた金額、そのいづれか多い
ほうの金額を超えざる場合におきま
しては、その超える額の二分の一を損金
としては認めない、こういうことと考
えておるわけでありま。

○小林政夫君 率はきまつておりますか。

○説明員(白石正雄君) この率は目下
検討中でございますが、すでに前回
におきましてこれと同じような趣旨の
法案を提出した経緯もございするの
で、そのときに検討いたしましたよう
な率を大体基礎といたしまして政令を
定めたいというように目下検討してお
る次第であります。

それから交際費につきまして、会社
の濫費を抑制するというようなこと
は、これは非同族会社たるいわゆる大
法人につきまして特別にこのような措
置が必要であると考えられるわけでござ
いまして同族会社、中小法人という
ようなものにつきましては、このよう
な措置を及ぼすことは必ずしも適当で
はない。税務行政を徒らに複雑ならし
めて、所期の目的が必ずしも挙げられ
ないというような点も考えられますの
で、従いましては資本金の五百万円とい
うところに一応の線を引きまして、五
百万円に満たないような法人につきま
しては本措置は適用しないというよう
に考えておるわけでありま。

「命令で定める資本又は出資のない法
人」と書いておりますのは、これは公
益法人であるとか、そのような特殊の
法人を考へておるわけでありまして、
なお出資のない法人、例えば生命保
険会社というようなものにつきま
して、別個の検討をするという意味にお
きまして規定をしておるわけでありま
す。

○土田國太郎君 五百万円以上の同族
会社はどうなりますか。

○説明員(白石正雄君) 資本金をこれ
は五百万円というところに切つておりま
すので、同族会社とか非同族会社とい
うことの規定は設けていないわけであ
りまして、五百万円以上ならば適用に
相成るわけであります。

それから先ほど申しましたように大
体二十八年度の事業年度というものを
交際費の基準額に考へようとしてお
るわけでありますが、その基準年度の交
際費額がどのようなものであるかとい
うことにつきましては、次の項にその
規定を設けておるわけでありま。

それから「交際費等」と申上げており
ます内容でございするが、これは交
際費、接待費その他いろいろの名目で
支出せられておると考えられるわけで
あります。法人が、得意先、仕入先
その他事業に關係ある者等に対する接
待、饗応、それからこれらに類する行
為のために支出するもの、というよう
に考へておるわけでありまして、もつ
ぱら従業員の慰安のために支出するよ
うな特殊の経費につきましては、これ
は交際費とは考へないというように考
えておるわけでありま。

ト」に改める。』こういう改正を行
うとしておるわけでありまが、これ
は満期保険に付した漁船につきま
して、その保険料につきまして特殊の
措置を現在とつておるわけでありまし
て、これが従来その總トン数二十ト
ン未満の漁船について適用になつてお
つたわけでありま。これが今四百ト
ンにまでこれを引上げようというわけ
でございまして、これは漁船に關しま
す満期保険に關する規定のほうでその
ように引上げが行われますので、そ
れに對應いたしまして、こちらのほう
も所要の改正をしようとしておるわけ
であります。

貯蔵及び供給設備、石油の貯蔵設備、
建設用機械設備、農業用機械設備、蒸
気発生設備、通信用機械設備、そう
いったものを構成するところの機械又は
装置。それから第二号といたしまして
鉄骨を考へておるわけでありまが、
これは建物用、橋りょう用又は鉄塔用
の鉄骨及び発電用の水圧鉄管。それで
第三号で船舶、航空機、鉄道用、軌道用
若しくは産業用の車両又は自動車。但
し二輪車とか三輪車というような小
さなものは除く。大体こういうものを
考へておるわけでありま。ただ金額が
余りに小さなものにつきましてはプラ
ント輸出というようなことが適當では
ないかと考へられますので、一千万円
と考へられまして、一千万円という
金額で線を引きます。一件の契約金
額が一千万円を超える場合におきま
して設備等という範囲に入るというよ
うに規定しようとしておるわけであ
ります。こういうプラント類の輸出に
つきましては、すでに御承知のよう
に、輸出入銀行におきまして特殊の金
融措置を講じておるわけでありま
が、これについて税法上におきまして
も、現在一般的に収入金額の三%を限
度として免税措置を行なつております
のを五%まで引上げまして、このよう
な種類の輸出の奨励をしようというよ
うに考へておるわけでありま。

その次の問題は、輸出損失準備金制
度との關係であります。これは法律
案の十九頁の終りのところございま
すが、括弧書きで「その年において第
八条第一項の規定により必要な経費に
算入した金額があるときは、その金額
を当該取引に係る当該年度の事業所得
の金額から控除した金額」と、これは現
行法にこういう規定があるわけござ

いまして、つまり輸出損失準備金とい
たしまして積立てることが現在許され
ておるわけでありまが、この積立て
ました場合におきましては、その積立
てた金額は輸出所得の免税措置のほう
の所得の金額から控除することに相成
つておるわけございまして、その控
除せられた残りの金額の五%を限度
といたしまして、輸出所得の免税措置
が行われておるわけでありま。従
いましてこの輸出損失準備金制度の適用
を受けるためにこの準備金を積立てま
すと、その額だけは輸出所得の免税措
置のほうに受け入れられなくなる、か
ような結果に相成りますので、今回これ
を別建てにいたしまして、輸出損失準備金
は積立てただけは一応それだけは落
せる、同時に輸出所得の免税措置のほう
は、その引かない前の準備金として、
積立てる額を引かない前の所得の五
%を限度として積み得る、かように規
定を改正しようとしておるわけであ
ります。損失準備金のほうは、貿易から
生ずる所得の三五%でありまので、
輸出所得のみの三五%ではございま
せんけれども、一応輸出所得の三五%と
考へて見ますと、こういう改正によ
りまして、実質的には今までの輸出免
税が五%でありましたものが、それに
三五%加わりまして、いわば八五%ま
で伸びた。なお考へようによりまして
は、それ以上に輸出全体の控除額が伸
びたということも考へられるわけであ
りまして、いわば輸出所得の控除の限
度額を引上げた結果と相成つておるわ
けであります。なお輸出所得の場合に
おきます各号に列記してあります
条項でございするが、これが現行法に
おきましては、例えば「輸出業者のな

す輸出」というように、業者によつて、業者を基準として規定をしているわけでございますが、これは実際の場合同じく業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

して特別の償却をしようとしておるわけでありま。輸出業者によつて規定をきましては、これは現在メーカーが製造した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

いう制度は、その収入金額の一定額、これを損金に落とすという考え方、でございまして、これはいわば理由なしに一定の免税をするという考え方、と同一ような考え方ではないかと、産業界の特別政策として、落すという考え方、従来は税の考え方からいいますれば、適当ではなからうと考へておるわけでありま。併しな

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

あります。従いましてこの趣旨を明かにすることが必要であるかと考へるのでありまして、そういう意味におきまして、農林漁業組合再建整備法に基く再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法に基く整備を行なつてい

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

す。これは実質的に、輸出業者でないものが輸出をしたという場合には、今回これを業者によつて区別すること、原則としてやめまして、「他から購入した物品の輸出」というように規定を改正しようとしているわけでありま

午後四時三十分分休
午後四時三十分分休

委員(大矢半次郎君) 休憩前に引

續いて会議を開きます。

〇説明員(白石正雄君) あと七条の八

でございまして、これは鉱業につきま

す。

〇委員(大矢半次郎君) 暫時休憩い

たします。

午後四時三十分分休

午後四時三十分分休

委員(大矢半次郎君) 休憩前に引

續いて会議を開きます。

〇説明員(白石正雄君) あと七条の八

でございまして、これは鉱業につきま

す。

〇委員(大矢半次郎君) 暫時休憩い

たします。

午後四時三十分分休

午後四時三十分分休

委員(大矢半次郎君) 休憩前に引

續いて会議を開きます。

〇説明員(白石正雄君) あと七条の八

でございまして、これは鉱業につきま

終つたときまで全部軽減措置を適用するという趣旨でございます。

それからあとは他の税法との関連におきまして所要の調整規定を設けておるわけでございます。ただ改正法の三十二頁あたりでございますが、そこに「農地法の規定に基づき」と云々というよう

な条項が三十二頁の終りから二行目あたりにあるかと思いますが、この点につきまして御説明申し上げます。現在土地収用法等に基づきまして収用せられたる場合におきましては、譲渡所得税との関連におきまして軽減措置を設けておるわけでございまして、そのよう

な場合におきましては、再評価税だけを取りまして譲渡所得税は取らないようになつて規定が設けられておるわけでございまして、従いまして買収という場合におきましては、収用と違ひまして、このように軽減措置が受けられないという結果に相成つておるわけでござ

います。ところが農地法の規定に基づきます買収につきましては、これは買収という言葉では現わされておりますけれども、農地法の規定を検討してみますと、土地収用法等によりまして収用せられるのと同じように、殆んど強制的にこれは買収せられる結果と相成るわけでございまして、単なる私的契約の買収ということと別個に相

成つておりますので、これは収用と同じように、再評価税だけを課税いたしまして、譲渡所得税は課税にならないように取扱ふことが適當であろうと考へられますので、そういう趣旨の改正をこの際やうとしておるわけ

でございます。

○土田國太郎君 宅地や何か適用しないのですか。

○説明員(白石正雄君) 農地法の規定に基づいて買収した……。

○土田國太郎君 地方公共団体が道路とか何か造るでしよう。宅地なら宅地にかかりますね。強制収用が命ぜられる場合には、やはり再評価税だけで……。

○説明員(白石正雄君) 土地収用法とか、そういう法律の規定に基づきまして宅地等が収用せられる、こういう場合におきましては、現在の規定に基づきまして軽減措置が課せられておるわけ

でございます。

○土田國太郎君 収用法によらないで、県なら県が売つてくれと言われるでしよう、止むを得ず売るでしよう、その場合はどうなんですか。頭張れば収用法に引つかかるんだからね。

○説明員(白石正雄君) 土地収用法等の規定に基づいて行われる場合におきましては適用があるように相成つております。

○土田國太郎君 それは収用を行わないで頭張れば収用法にひつかかるんだらう。

○説明員(白石正雄君) 収用を行わない場合におきましては、土地収用法等の規定に基づいて譲渡が行われるという場合におきましては適用になるというふうに相成つております。

○土田國太郎君 それは再評価税だけで済むのですか。

○説明員(白石正雄君) 再評価税だけで譲渡所得税はかららないというふうに相成つております。

以上極めて粗雑でございましたが、概略の御説明を終つたわけでありまして、なお附則におきましては、これは経過的に必要な規定だけを設けておるに過ぎませんので、特別に御説明する

こともなからうかと考へる次第であります。

○小林政夫君 今の説明で、十二条の第二項の但し書と書いてありますね。本文で言うところ三十三頁の初め、新旧対照表で行くと三十三頁……、次回でもいいですよ……。

○委員長(大矢半次郎君) それでは本日これを以て散会いたします。

午後四時五十二分散会

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

い、しやし織維品の課税に関する法律案

四 価格が一ヤードにつき四千五百円(メートルを単位として取引される場合には、一メートルにつき四千九百二十円)をこえる広幅の織物(抄紙用織フェルトその他政令で定めるものを除く)。

五 価格が一枚につき四千円をこえるメリヤス製品その他の編物(経メリヤス製品を除く)及び肩掛類

六 価格が一枚につき八千円をこえる毛布

2 前項の規定の適用については、左の各号に定めるところによるものとする。

一 「小幅の織物」とは、鯨尺一尺二寸以下の幅を有する織物をいう。

二 「中幅の織物」とは、小幅の織物及び広幅の織物以外の織物をいう。

三 「広幅の織物」とは、四十センチ以上の幅を有する織物をいう。

四 前項各号に規定する価格は、販売価格とする。但し、保税地域から引き取る織維製品については、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)による関税の課税価格に当該織維製品に課せられるべき関税に相当する金額を加えた金額(以下「引取価格」という)とする。

引取価格に応じ、繊維品消費税を納める義務がある。但し、第一次製品の販売業者が引き取る場合には、この限りでない。

(非課税)

第五条 左の各号の一に該当するし、やし繊維品には、繊維品消費税を課さない。

一 物品税法(昭和十五年法律第四十号)第一条第一項に掲げる物品に該当するもの又は同項に掲げる物品に該当する繊維製品の製造の用に供するもの

二 輸出取引に係るもの

(兼業の場合の業態判定)

第六条 第一次製品の小売業者又は第二次製品の製造業者(以下「縫製業者」という。)とともに小売業者以外の第一次製品の販売業者(製造業者を含む。以下同じ)を営む者がある場合において、その者が主として第一次製品の小売業者又は縫製業者を営んでいるときは、その者を第一次製品の小売業者又は縫製業者とみなし、その者が主として第一次製品の販売業者を営んでいるときは、その者を第一次製品の販売業者とみなして、この法律を適用する。

(第一次製品の販売又は引取とみなす場合等)

第七条 第一次製品の販売業者が第一次製品をもつて第二次製品を製造して販売した場合(次項の規定により同項に規定する第二次製品を第一次製品の販売業者として販売したものとなされる場合を含む。以下同じ)においては、その引取価格の算定の基礎となる関税の課税価格を関税率法第二条第二

業者に販売したものとみなす。

2 第一次製品の販売業者が第一次製品の小売業者又は縫製業者となつた場合において、その者がその小売業者又は縫製業者となつた時に所持していた第一次製品又はその者が第一次製品の販売業者として所持していた第一次製品をもつて製造した第二次製品を販売したときは、これを第一次製品の販売業者として販売したものとみなす。

3 第一次製品について問屋業者を営む者が第一次製品の販売業者から販売の委託を受けたし、やし繊維品を販売した場合においては、その委託を受けた者がこれを第一次製品の販売業者として販売したものとみなす。

4 物品税法第一条第一項に掲げる物品に該当する第二次製品の製造業者が、当該第二次製品の製造の用に供するために購入した第一次製品を、その用途に供しないで転売した場合においては、これを第一次製品の販売業者として販売したものとみなす。

5 第二次製品である服類を販売の目的のために保税地域から引き取る場合においては、当該服類の製造の用に供された第一次製品を引き取るものとみなす。この場合においては、第四条第二項但書の規定は、適用しない。

6 税関長は、前項の規定により保税地域から引き取るものとみなされる第一次製品について、その引取価格の算定の基礎となる関税の課税価格を関税率法第二条第二

項(輸入申告書に添附された書類による課税価格の決定)の規定によつて決定することができない場合又は同法別表による税率の決定が困難である場合には、当該服類の関税の課税価格に当該服類に課せられるべき関税に相当する金額を加えた金額の二分の一に相当する金額を当該第一次製品の引取価格とすることができる。

(税率)

第八条 繊維品消費税の税率は、販売価格又は引取価格の百分の十五とする。

(税額算定の特例)

第九条 第一次製品の販売業者が販売した第一次製品の対価の金額が、当該第一次製品につき第一条第一項各号の一に規定する価格に基き算出した金額(以下「限界価額」という。)をこえ、当該限界価額と当該限界価額につき前条の税率により算出した金額との合計額に満たない場合においては、当該第一次製品をし、やし繊維品とみなし、その対価の金額と当該限界価額との差額をその税額とする。

(販売価格等の申告)

第十条 第一次製品の販売業者は、小売業者、縫製業者又は消費者に販売したし、やし繊維品について、第一条第一項各号のいずれに該当するかを別に、毎月のその数量及び販売価格(前条の規定に該当するし、やし繊維品については、その販売の対価の金額及び限界価額。以下次条第一項及び第十二条第一項において同じ。)の合計額を記載した申告書を、翌月十日ま

で、その販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、その住所。以下同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、その者が繊維製品についての営業を廃止したときは、その廃止した日から十日以内に、その廃止した日の属する月の申告書を提出しなければならない。

2 引取者は、第四条第二項但書の規定の適用がある場合を除く外、保税地域からし、やし繊維品を引き取る際、その引き取るし、やし繊維品について、第一条第一項各号のいずれに該当するかを別に、その数量及び引取価格の合計額を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

(販売価格等の決定通知)

第十一条 前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された販売価格の合計額が税務署長において調査したところと異なる場合、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて当該合計額を決定し、当該申告書を提出した者又は当該申告書を提出する義務がある者に、これを通知する。

2 前条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された引取価格の合計額が税関長において調査したところと異なる場合は、税関長は、その調査によつて当該合計額を決定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

第十二条 第一次製品の販売業者が販売したし、やし繊維品に係る繊維品消費税は、その販売した月の翌月末日を納期限とし、徴収する。但し、第十条第一項但書の規定に該当する場合においては、当該申告書の提出があつた後又は前条第一項の規定により決定した販売価格の合計額を通知した後直ちに、その繊維品消費税を徴収する。

2 保税地域から引き取るし、やし、繊維品に係る繊維品消費税は、引取の際、徴収する。

(返還し、やし繊維品の税額控除)

第十三条 第一次製品の販売業者がその販売したし、やし繊維品の返還を受けた場合においては、その者が当該返還の月の翌月中に徴収されるべき繊維品消費税額から当該し、やし繊維品につき当該販売に因り徴収された、又は徴収されるべき繊維品消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除く)に相当する金額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき繊維品消費税額から順次これを控除する。

2 前項の場合において、販売業者の廃止その他の事由に因り、し、やし繊維品の返還を受けた月の翌月以降に徴収されるべき繊維品消費税額がないとき、又は徴収されるべき繊維品消費税額から控除したなお不足額があるときは、控除すべき金額又は不足額を還付する。

3 前二項の規定の適用を受けようとする者は、当該返還に係るし、やし繊維品の品名、数量及び価格そ

の他参考となるべき事項を記載した書類を提出して、当該返還に係る販売場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

4 第二項の規定による還付を受けようとする者は、前項の書類の外、還付を受けようとする旨を記載した書類を当該返還に係る販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第一次製品の販売業者又は縫製業者が第一次製品の販売業者となつた場合において、その者が所持している第一次製品のうちにしやし織維品としてその者に販売されたものがあるときは、当該しやし織維品は（既に第一項の規定の適用を受けたものを除く）は、その者が販売し、且つ、その者がその第一次製品の販売業者となつた時において返還を受けたものとみなして、第一項の規定を適用する。

この場合において、同項中「当該しやし織維品につき」とあるのは、「その者に当該しやし織維品を販売した者が」とする。

（徴収猶予）

第十四条 税務署長又は税関長は、第一次製品の販売業者又は引取者の納付すべき織維品消費税につき、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保の提供があつたときは、一月以内その織維品消費税の徴収を猶予することができる。

（担保の種類）

第十五条 前条の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 税務署長又は税関長において確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む）

四 土地

五 火災保険に付した建物

六 税務署長又は税関長において確実と認める保証人の保証

七 前各号の外、政令に定めるもの

（担保の変換）

第十六条 第十四条の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保を交換することができる。

（担保の処分）

第十七条 第十四条の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて織維品消費税の納付に充てることができる。

2 第十四条の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに織維品消費税を納付しないときは、税務署長又は税関長は、直ちに、その担保である金銭は織維品消費税に充て、金銭以外の担保物は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて織維品消費税及びその処分費に充て、また、保証人に対しては、その旨を通知して織維品消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は処分した代金をもつて織維品消費税及び処分費に充ててなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき織維品消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対し滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者となす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条の規定により提供された担保物について準用する。

金をもつて織維品消費税及び処分費に充ててなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき織維品消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対し滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者となす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条の規定により提供された担保物について準用する。

（利子税額）

第十八条 織維品消費税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日）までに織維品消費税額を完納しないときは、その未納に係る織維品消費税額に対し、当該納期日（第二十四条第三項の規定により織維品消費税を徴収する場合において、当該納期日が第十二条に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限）の翌日から当該織維品消費税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に

相当する利子税額を織維品消費税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る織維品消費税額の一部を納付したときは、その納付の日翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる織維品消費税額は、同項の未納に係る織維品消費税額からその一部納付に係る織維品消費税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる織維品消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該織維品消費税額に十円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した織維品消費税額が同項の未納に係る織維品消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該織維品消費税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条（公定代金等の充て又は配分）の規定の適用を妨げない。

（卸売業者たる証明書の提示等）

第十九条 第一次製品の販売業者が、しやし織維品を小売業者、縫製業者及び消費者以外の者（以下「卸売業者」という。）に販売する場合において、当該販売業者は、当該しやし織維品の購入者に対し、当該購入者が卸売業者であることを証する書類の提示を求めることができる。

2 第一次製品の卸売業者は、その販売場の所在地の所轄税務署長に申請し、第一次製品の卸売業者であることの証明書の交付を受けることができる。

（販売業者の開業等の申告義務）

第二十条 小売業者又は縫製業者を取引の相手方とするしやし織維品の販売業者（以下次項において単に「販売業者」という。）については、その開始、廃止若しくは休止又はその販売場の新設、廃止若しくは移転（販売場を設けていないときは、住所の移転）をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨を販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の規定は、販売業者とともにしやし織維品の小売業者若しくはしやし織維品に係る縫製業者を営んでいる者（以下この項において「兼業者」という。）のうち主として販売業者を営んでいる者がその販売業者を従として営もうとする場合又は兼業者のうち従として販売業者を営んでいる者がその販売業者を主として営もうとする場合に準用する。

（記帳義務）

第二十一条 第一次製品の販売業者は、小売業者、縫製業者又は消費者に販売したしやし織維品の仕入及び販売について、その年月日、品名、数量、単価及び価格並びに仕入先及び販売先（販売先については、販売業者に販売した場合に限る。）を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の規定は、第一次製品の販売業者が商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十二条（商業帳

簿）

簿）

簿）

簿)の規定により同項に規定する記載事項を記載している場合において、別に帳簿を設けるべき趣旨のものではない。

(申告義務等の承継)

第二十二條 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括受遺者を含む)の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第十條第一項又は第二十條の規定による申告の義務

二 前條第一項の規定による記帳の義務

(当該職員の特限)

第二十三條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という)は、繊維品消費税の賦課及び徴収のため必要があるときは、納税義務がある者又は納税義務があると認められる者に質問し、若しくはこれらの者の所持する營業に関する帳簿、書類若しくはしやいし繊維品と認められる物を検査し、又はこれらの者の取引の相手方である營業者に質問することができ。

2 当該職員は、繊維品消費税の調査に必要があるときは、繊維製品の販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の組織製品の販売に關し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項の規定による質問又は検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により、繊維品消費税を免かれ、又はは免かれようとした者

二 詐偽その他不正の行為により、第十三條第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るしやいし繊維品に対する繊維品消費税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第一項第一号の場合においては、第十二條の規定にかかわらず、直ちにその繊維品消費税を徴収する。

第二十五條 第十條第一項又は第二項の規定による申告をせず、又は偽りの申告をした者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 自己を第一次製品の販売業者と偽つて第一次製品の販売業者からしやいし繊維品を購入した者

二 第二十條第一項又は第二項の規定による申告をせず、又は偽りの申告をした者

三 第二十一條第一項の規定による帳簿の記載をせず、又は偽りの記載をした者

四 第二十三條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十四條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十八條 第二十四條第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項(併合罪)、第六十三條(従犯の刑の減輕)及び第六十六條(情状に因る刑の減輕)の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に處する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和三十一年四月一日に、その効力を失う。但し、昭和三十一年三月三十一日以前に課した、又は課すべきであつた繊維品消費税及び同日以前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、同日後もなお効力を有する。

3 この法律の施行の際、現に小売業者又は縫製業者を取引の相手方とするしやいし繊維品の販売業を営んでいる者は、その旨を、この法律の施行後一月以内に、販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日において第二十條第一項に規定する販売業の開始の申告をした者とみなす。

5 第三項及び第二十六條第二号の規定は、この法律の施行後一月以内に、第三項に規定する販売業を廃止する者については、適用しない。

6 酒税等ノ徴収ニ關スル法律(明治四十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又ハ物品税法」を、「物品税法又ハしやいし繊維品の課税に關する法律」に改める。

第三条中「又ハ物品税法」を、「物品税法又ハしやいし繊維品の課税に關する法律」に、「又ハ物品税法第一条ニ掲グル物品」を、「若ハ物品税法第一条ニ掲グル物品又ハしやいし繊維品の課税に關する法律第一条第一項各号ニ掲グル繊維製品」に改める。

7 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「揮発油」の下に、「しやいし繊維品の課税に關する法律第一条第一項各号に掲げる繊維製品」を加える。

8 相續税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「入場税」の下に、「繊維品消費税」を加える。

法律第一条第一項各号に掲げる繊維製品を、「揮発油税」の下に、「繊維品消費税」を加え、同条第二項中「第九條」の下に、「しやいし繊維品の課税に關する法律第十三條第一項」を加える。

第八條及び第九條中「及び入場税」を、「入場税及び繊維品消費税」に改める。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び入場税法(昭和十九年法律第 号)」を、「しやいし繊維品の課税に關する法律(昭和二十九年法律第 号)及び入場税法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(しやいし繊維品の課税に關する法律の特例)

第十条の二 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて販売するしやいし繊維品の課税に關する法律第一条第一項各号に掲げる繊維製品で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、繊維品消費税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の

公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために使用するもので合衆国軍隊の用に供されるもの

2 第九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた繊維製品で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。この場合において、同条第二項中「物品税」とあるのは、「繊維品消費税」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「前二条」を「前三条」に、「又は揮発油税」を「揮発油税又は繊維品消費税」に、「又は揮発油」を「揮発油又は繊維製品」に、「各号及び」を「各号、第十条第一項各号又は」に改め、同条第三項中「又は揮発油」を「揮発油又は繊維製品」に、「又は揮発油税」を「揮発油税又は繊維品消費税」に改める。

10 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及びしやし繊維品の課税に関する法律（昭和二十九年法律第 号）」に改める。

第七条中「及び揮発油税」を「揮発油税及び繊維品消費税」に改める。

第十二条第三項中「及び揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条及びしやし繊維品の課税に関する法律第四条」に改める。

11 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。
第百十九条中「入場税」の下に「繊維品消費税」を加える。